

環境対策特別委員会（第13回）

日 時 平成24年10月15日（月）

午前10時00分 ～

場 所 第1委員会室

1 開 議

2 事 件

アユモドキの保全保護について

3 その他

○次回の日程、内容について

環境対策特別委員会アユモドキに関する取り組み経過

委員会 開催日	委員会の内容	決定事項
H24.4.20		次回委員会で、アユモドキの保全保護について、「現状把握」のため、アユモドキ保全協議会（事務局は市環境政策課）と「意見交換」及び「現地視察」を行う。
H24.5.31	アユモドキ保全協議会（事務局は市環境政策課）と「意見交換」及び「現地視察」を行った。 一定の現状把握はできた。さらに詳しく、また、実際に活動している人から説明を聞くべきとの意見があった	次回委員会で「専門家（西口議員）」から意見を聞き、必要ならば委員会としての今後の展開を検討する。
H24.7.12	「専門家（西口議員）」から意見を聞いた。 アユモドキに関する本委員会の今後の方向を決定するとしていたが、さらに「専門家（岩田教授）」への意見聴取等が提案された。 しかし、専門家の意見を聞く前に、委員会として一定の整理をした方がいいとの意見があった。 課題などの整理のため、ワークショップ形式での委員会運営の提案があった。	次回委員会で、ワークショップ形式を用いて、アユモドキに関する課題等を整理する。
H24.8.3	国等が提言している「アユモドキを絶滅から守る方法」に基づき、具体的な手法をワークショップ形式で検討した。	次回委員会で、ワークショップでの検討結果を確認、整理する。保全・保護への委員会としての具体的な取り組みを検討する。

H24.8.3(金) ワークショップでの意見一覧

1 密漁を防ぐ

市民意識の強化 密漁アユモドキが絶滅の希少野生動植物であることを広く知らせる アユモドキそのものを知ってもらう(啓発、広報) 市民告知	密漁をしているという現場は過去につかまったことはあるのか 監視活動(見回り、パトロール等) 警察の見守り強化 禁漁区内パトロール 警戒
看板設置 看板を多く設置する 禁止看板 看板等啓発を行う	罰金の金額を100万円とする 規制の強化(罰則) 立入禁止
密漁するというのは生息地がわかっている。関係者が関わっているのではないか	看板はダメ

2 生息地に外来魚を侵入させない。

ころす 産卵時期に駆除する 定期的に駆除する ブラックバスの一斉退治 ブラックバスを徹底的に排除する 駆除	外来魚に賞金を出す ブラックバスの料理をふるまう店を優遇する 外来魚を採った人に賞金を 報奨金制度(一匹につきいくら) 外来魚釣り大会を年に数回行う
侵入防止ネット設置 アユモドキシェルターの設置 ネットを張るなど 完全保護区域を作る	釣の禁止(ブラックバス) 啓発モラルの向上 リリースの禁止
上流池で処理 川に入るのを防ぐ	ブラックバス等を殺す薬の開発

3 ゴミを捨てたり、水質を悪化させない。

条例を作る ポイ捨て条例を作る	開発の規制
川上思考で上流からきれいに 清掃 徹底した川の清掃	水質調査を継続する 水質浄化植物を植える エアレーションの設置
水域の広報徹底 市民への啓発	クリーンパトロール
水洗化をすすめる	農業を振興する施策をすすめる

4 産卵場所を維持するための一時的水域を確保する。

河川工事等十分配慮 進入水路の確保(魚道) 特定場所確保 アユモドキ用水田の確保 一時的水域の場所を増やす 産卵にあった場所を作る 人工的に産卵場所を作って産卵場所を増やす 産卵場所を進入禁止区域に	他の場所へ増殖 養殖 水利権者の協力 生息地域住民の協力 保護団体の育成(結成)
--	--

5 水田と水路の行き来ができる環境を確保する。

水田所有者の協力 生息地、農業者の協力 農家の協力なくしてできない	水田と水路は常に考えて作る 水位の調節 水口、水戸(水田の)の開放 魚道の確保 区間を定めて自然にできる環境を増やす
行政の考え方を整理の上、協力体制	無理
こうした環境を増やす 生きる(生息)場所の確保	

ワークショップにより整理された保全保護に関する具体的な取り組み

1 密漁を防ぐ

- (1) 監視体制の強化 (パトロールの充実)
- (2) 看板の増設
- (3) 立入禁止区域の設定
- (4) 密漁に対する罰則の強化 (抑止効果の向上)
- (5) 市民意識の高揚
- (6) その他 (看板は逆効果、関係者の関与の疑い)

2 生息地に外来魚を侵入させない。

- (1) 現に生息している外来魚を駆除する
- (2) 駆除することや新たな利用に報奨金等を創設 (外来魚の利用に価値を付与する)
- (3) 物理的に外来魚が侵入できない区域を作る
- (4) 外来魚を対象とした釣りに対する規制を設ける
- (5) 侵入経路である上流の池から駆除する
- (6) その他

3 ゴミを捨てたり、水質を悪化させない。

- (1) ポイ捨て禁止の規制 (条例) を定める
- (2) 周辺の開発を規制する
- (3) 不法投棄を監視するパトロールを行う
- (4) 直接的に水質浄化の手段をとる
- (5) 市民意識の啓発
- (6) 川を清掃する
- (7) その他

4 産卵場所を維持するための一時的水域を確保する。

- (1) 住民の協力を得る
- (2) 人工増殖や他の場所への移植
- (3) 人工的に一時的水域を確保する
- (4) その他

5 水田と水路の行き来ができる環境を確保する。

- (1) 関係住民の協力を得る (市民の働き)
- (2) 行政の協力体制 (行政の働き)
- (3) 具体的対策
- (4) その他